

浜松市上下水道部公告第16号

浜松市上下水道部の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市上下水道部契約規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第17号）が準用する浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年2月2日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和8年度（債務）北部地区取付管設置工事業務
- (2) 業務委託の場所 浜松市浜名区浜北地域、北地域（細江、引佐、三ヶ日地区）
- (3) 業務内容 取付管設置申請に対応して取付管設置工事を行うもの
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒433-8102 浜松市中央区大原町50番地

浜松市上下水道部北部上下水道課

電話：053-525-6081 FAX:053-436-1313

メールアドレス：hokubu-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業務分類3099：その他の業務委託）の認定を受けている者であること。
- (3) 土木一式工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）が750点以上の者であること。
- (4) 浜松市内に本店を有する者であること。
- (5) 平成22年度以降に国、地方公共団体が発注し完成・引渡しした下水道管きょ築造工事の元請としての実績、または平成22年度以降に浜松市が発注した取付管設置工事業務の受託実績があること。
- (6) 浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている

者を除く。)でないこと。

- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、【業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）】（以下、「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和8年2月10日（火）午後5時15分まで（提出先に必着）
(持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①入札担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札担当課へ連絡すること。

ウ 受付期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

- ア 入札等担当課で受け取り
- イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。)
- ウ 電子メール (※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。)

(2) 確認結果の通知日

- ア 入札等担当課で受け取りの場合

令和8年2月16日（月）から入札等担当課で受け取り可能である。

（21項に記載する開庁時間内に限る。）

- イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年2月16日（月）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年2月18日（水）午後5時15分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、仕様書、業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

本市ホームページからダウンロード

(2) 提供期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月25日（水）まで

（貸し出しへ、21項に記載する開庁時間内に限る。）

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和8年2月16日（月）午後5時15分まで（提出先に必着）
(持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月20日（金）から入札担当課において閲覧に供するとともにに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

開催しない。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月26日（木）午前10時00分
(2) 場所 浜松市上下水道部北部上下水道課 会議室 （浜松市中央区大原町50番地）

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

- ア 入札執行日時に入札場所へ持参
イ 受領期間内に入札等担当課へ持参（以下「事前提出」という。）
ウ 受領期限までに入札等担当課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

- ア 受領期間 令和8年2月16日（月）から令和8年2月25日（水）まで
(21項に記載する開庁時間内に限る。)
イ 提出先 入札等担当課（2項に記載のとおり。）
ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項 *業務委託・賃貸借用」に従い、
提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

- ア 受領期限 令和8年2月25日（水）午後5時15分まで（送付先に必着）
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

- イ 送付先 入札等担当課（2項に記載のとおり。）
ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。

（4）提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項 *業務委託・賃貸借用」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務単価内訳書を電子データ（CD）及び紙で提出するものとし、電子データ（CD）へ格納する業務単価内訳書は7項により提供する資料（北部地区取付管設置単価表）を使用し、かつ同ファイル形式とすること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。
- (6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市上下水道部業務委託等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 最低制限価格の設定

有り（浜松市上下水道部低入札価格取扱要領に準ずる）

最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

15 入札の無効

浜松市上下水道部契約規程が準用する浜松市契約規則第13条第1項の各号及び浜松市上下水道部物品購入等に係る一般競争入札要領が準用する浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

有（個人情報の取扱いに係る特記事項）

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）